

資料 3

消防用設備等の点検業務のデジタル化の取組等に関する検討について

令和 8 年 7 月 2 日
消 防 庁 予 防 課

趣旨

1 規制改革実施計画の閣議決定

規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）においては、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和4年12月21日デジタル臨時行政調査会決定）に基づき、「定期検査・点検規制」※をデジタル技術を活用できるよう見直すこととされている。

※ 施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制

Ⅱ 実施事項

～規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）より抜粋～

1. デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し

国民がデジタル技術を活用したより良いサービス享受し、成長を実感できる社会の実現に向け、経済社会の仕組みをデジタル時代に合ったものに作り直していくため、**デジタル原則に照らして国の規制・制度を横断的に見直す観点**から、以下の事項について重点的に取り組む。

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	7項目のアナログ規制等の見直し	「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和4年12月21日デジタル臨時行政調査会決定）において見直しの対象となっている7項目のアナログ規制（目視規制、実地監査規制、定期検査・点検規制、常駐・専任規制、書面揭示規制、対面講習規制及び往訪問覧・縦覧規制）及びフロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制等について、規制所管府省は、同工程表に基づき、着実に見直しを実施する。	「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」に基づき、順次措置（令和6年6月まで目途）	内閣官房 内閣府 警察庁 公正取引委員会 個人情報保護委員会 カジノ管理委員会 金融庁 消費者庁 デジタル庁 復興庁 こども家庭庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 原子力規制庁 防衛省 人事院

2 国家戦略特区における福岡市からの要望 ※次頁参照

消防用設備等の点検について、目視による点検の代替として、カメラの活用等による遠隔での点検も運用上可能であるが、福岡市から、使用可能なカメラ等の性能を明らかにし、消防庁ホームページ上の技術カタログに掲載されていなくても、消防設備士や消防設備点検資格者において遠隔での点検を実施できるようにすることが要望されている。



令和8年度は、消防用設備等のうち消火器及び自動火災報知設備を例として、目視に代えることができるカメラ等の評価項目・要求水準等について検討を行う。

3 消防におけるデジタル技術の導入に向けた規制緩和

R8.3.27
福岡市報道発表資料

点検業務の効率化に向けた規制緩和を提案！

- 現状** ○消防設備の点検は、法令により、
目視点検が基本とされている。
- 国の制度において、目視点検の代替として、
デジタル技術を活用した遠隔での点検を
新たに可能としている。

- 課題** ○遠隔点検で使用可能な機器は、
性能基準が明らかにされないまま、
国の認定を受けたものに限られており
事業者は、開発や販売ができない。

そこで

- 提案** 国が性能基準を明らかにし、基準を満たす機器であれば、
遠隔点検での使用を可能とする。

(消防法等の緩和)



消防用設備等の点検業務のデジタル化の取組等に関する検討部会委員（案）

<学識経験者>

蔭山 享佑 近畿大学理工学部
電気電子通信工学科 助教
川村 誠治 国立研究開発法人情報通信研究機構
電磁波研究所リモートセンシング研究室 室長
細川 直史 東京理科大学大学院創意域理工学研究科
国際火災科学専攻 教授
前田 佳孝 自治医科大学医学部
メディカルシミュレーションセンター 講師

<消防関係団体>

一般財団法人静岡県消防設備協会
一般財団法人日本消防設備安全センター
一般社団法人東京防災設備保守協会
一般社団法人日本火災報知機工業会
一般社団法人日本消火器工業会
日本消防検定協会

<消防機関>

千葉県消防局予防部予防課
東京消防庁予防部査察課

<デジタル技術関係団体>

一般社団法人カメラ映像機器工業会
一般社団法人全国設備業DX推進会

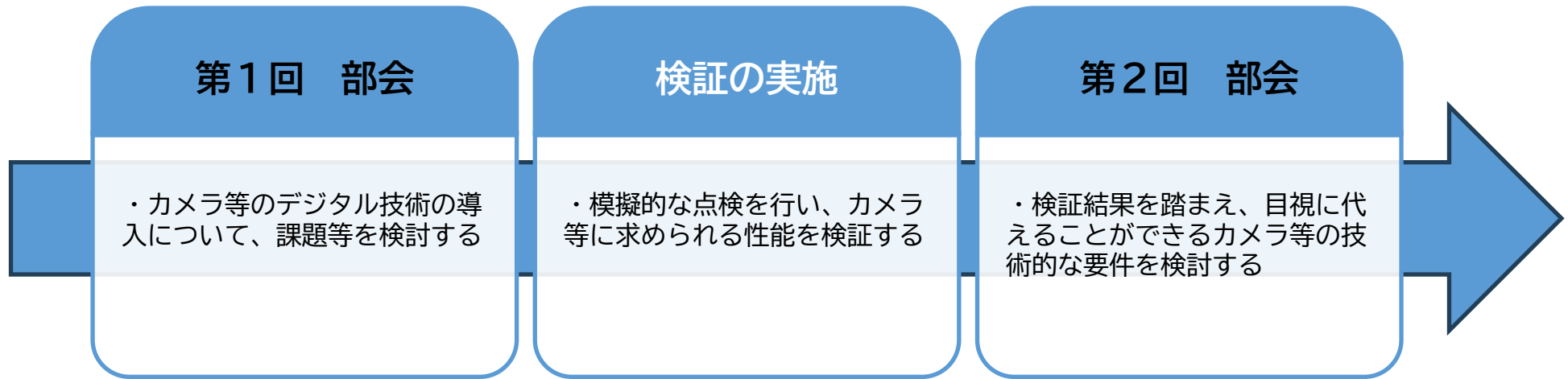
○事務局

総務省消防庁予防課

検討スケジュール

令和8年7月	第1回予防行政のあり方に関する検討会
令和8年8月～	消防用設備等の点検業務のデジタル化の取組等に関する検討部会 （2回程度開催）
令和9年3月	第2回予防行政のあり方に関する検討会

検討の進め方



主な検討課題

消防用設備等の点検にデジタル技術を用いた効果的な点検手法（カメラ等の活用）について検討する

従来

直接、目視による点検を実施



消火器、
自動火災報知設備
等の消防設備

【検討イメージ】

消防設備の状態をカメラ等により遠隔から確認し、外観点検（目視）を検証



- 適切に点検を行うため、必要なカメラの画素数、画角等はどの程度か
- 円滑に点検作業を進めるために必要な通信環境は何か
- 消防設備士・消防設備点検資格者が遠隔から点検を行うに当たり、現場で補助作業を行う者に求めるスキル等は何かな

等

(参考1) 点検のデジタル化に向けた取組と「火災予防分野における技術カタログ」の作成

点検要領（通知）の改正

政府の規制改革実施計画などにおいて、現行の点検方法の技術代替が可能な場合には、規制上明確化することとされたことを踏まえ、令和5年度予防行政のあり方に関する検討会において検討を行い、消防用設備等点検、防火対象物点検、防災管理対象物点検について、**新たな点検技術を柔軟に取り入れられる点検要領（点検方法を定めた通知）を改正した**（令和5年10月6日付け消防予第568号）。

火災予防分野における技術カタログ（令和6年9月10日付け消防予第423号）への掲載

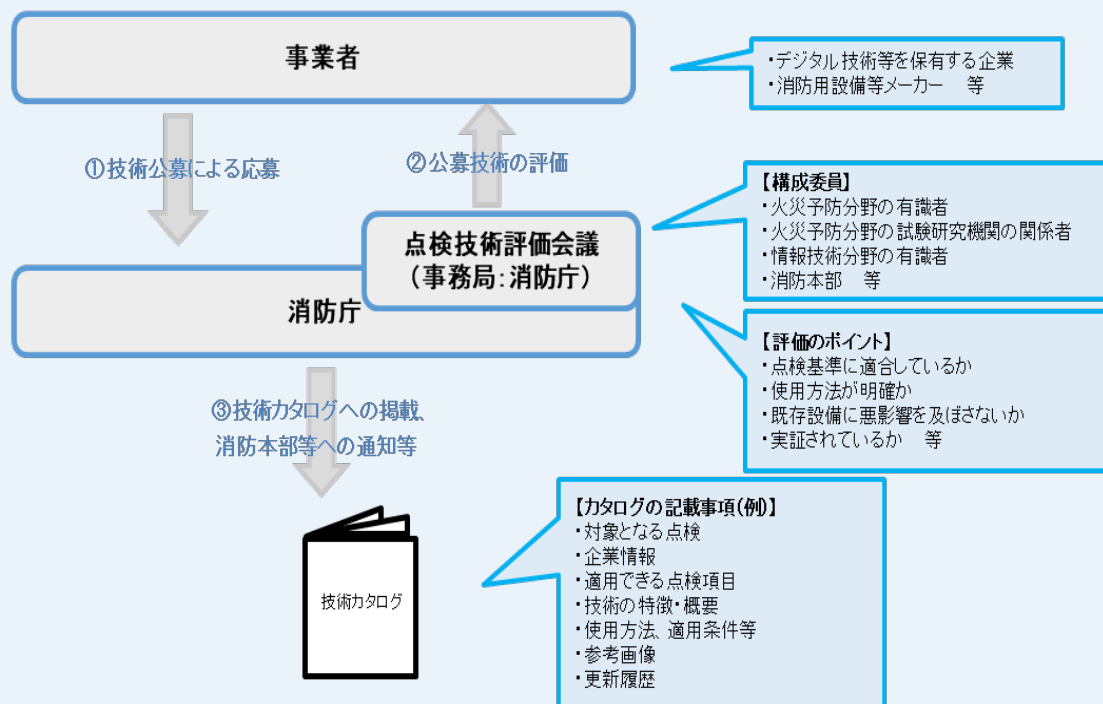
各種点検に係る新たな技術を公募し、学識経験者等で構成された火災予防分野における点検技術評価会議（第1回：令和6年3月25日、第2回：令和7年3月17日）にて、点検基準に対する適合性の評価を実施した。

当該会議において**点検基準に適合し現行の点検方法に代えられと認められた技術については、新たな点検方法として技術カタログに掲載した。**

また、今後も随時、新たな技術を取り入れるため、継続的に評価会議で公募技術の評価を実施し技術カタログを追加更新していく。

なお、技術カタログについては、総務省消防庁ホームページに掲載するとともに、各消防本部及び関係団体に通知し、広く周知を図る。

技術カタログ掲載までの流れ（イメージ）



(参考2) 火災予防分野における技術カタログの掲載技術

	公募 年度	応募者	名称	対象となる点検	概要	効果
1	R5	TOA株式会社	放送設備のリモートメンテナ ンスサービス	消防用設備等点検 (非常放送設備)	非常放送設備の機器の故障状態や作動状態を常時監視することで、配線等の点検を自動化するもの。	業務の効率化 安全性の向上
2	R6	株式会社Bit peeps	自動火災報知設備の遠隔 点検システム	消防用設備等点検 (自動火災報知設備等)	ICTユニットを自動火災報知設備近傍に設置、システム専用スマートフォン向けアプリケーションを使用することにより、遠隔で点検を行うことができるもの。	業務の効率化 業務の省人化
3	R6	有限会社加藤電工	自火報チェッカー「スマホ で発報」を使用した感知器 動作点検	消防用設備等点検 (自動火災報知設備等)	自動火災報知設備受信機にセンサーを取り付け、スマートフォンで受信機のライブ配信画像の確認と音声の受取により、遠隔で点検を行うことができるもの。	業務の効率化 業務の省人化
4	R6	能美防災株式会社	施工・点検ツール(自動火 災報知設備等用)	消防用設備等点検 (自動火災報知設備等)	火災受信機の基板にゲートウェイ装置を接続し、火災受信機の表示の確認及び操作をスマートフォン等で実施できるもの。	業務の効率化 業務の省人化
5	R5	株式会社アーモス	密閉空間監視システム(撮 影・温度測定・アラート・セ ンシング機能)	防火対象物点検	厨房設備と接続されたダクト内に、撮影・温度測定・異常アラート・汚れ測定機能を搭載した遠隔監視センサーを設置することで、遠隔で点検を行うもの。	業務の効率化 安全性の向上
6	R5	アークリード株式会社 株式会社リコー	防火対象物点検及び防災 管理点検におけるリモート 点検	防火対象物点検 防災管理点検	ネットワークに接続された建物関係者が360度カメラを持ち、遠隔地にいる点検資格者の指示により建物内を巡回し点検を行うもの。	移動時間 の削減
7	R6	能美防災株式会社	ドローンに搭載可能な加煙 試験器	消防用設備等点検 (自動火災報知設備等)	ドローン技術を活用した煙感知器の加煙試験器	業務の効率化 安全性の向上

(参考3) 消防用設備等点検報告制度について

消防用設備等点検制度の趣旨・目的

消防用設備等や特殊消防用設備等が火災時にその機能を発揮することができるよう、防火対象物の関係者に対し、定期的な点検の実施と、その結果の消防署長等への報告を義務付けているもの。（昭和49年の消防法改正により創設。昭和50年4月より施行。）

根拠法令等

消防法第17条の3の3（抄）

第17条第1項の防火対象物（政令で定めるものを除く。）の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等（第8条の2の2第1項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能）について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

消防法施行規則第31条の6（抄）

法第17条の3の3の規定による消防用設備等の点検は、種類及び点検内容に応じて、1年以内で消防庁長官が定める期間ごとに行うものとする。

点検の種類と期間（平成16年消防庁告示第9号）

機器点検

次の事項について、消防用設備等の種類等に応じ、別に告示で定める基準に従い半年に1回実施する点検。

- ①消防用設備等に附置される非常電源（自家発電設備に限る。）又は動力消防ポンプの正常な作動
- ②消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項
- ③消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項

総合点検

消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は使用することにより、総合的な機能を確認するため、消防用設備等の種類等に応じ、別に告示で定める基準に従い年に1回実施する点検



点検基準

（昭和50年消防庁告示第14号）

消防用設備等毎に消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書の点検票が定められている。

点検要領等

（平成14年6月11日付け消防予第172号）

消防用設備等毎に点検方法、判定方法が定められている。